

千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）学則第67条の規定により、本学の学生に係る授業料の減額及び免除（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「学費負担者」とは、授業料を負担すべき学生本人及び主たる生計の維持者（以下「生計維持者」という。）又は保証人をいう。
- 二 「学業成績等」とは、学生の学業成績、学習態度、行動その他の生活態度をいう。

(授業料の減免対象者)

第3条 学長は、学費負担者が次の各号の一に該当する場合、授業料を減免することができる。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年度法律第8号）第8条の文科省令に定める基準に該当する者。
- 二 申請期限日前1年以内において、風水害等の重大な災害を受けたため、授業料の納入が経済的に困難であり、かつ、学生本人の学業成績等が優秀と認められる者。

(授業料の減免の額及び期間)

第4条 授業料の減免の額は、以下のとおりとする。

(1) 第3条第1号に掲げる者

大学等における修学の支援に関する法律施行令第2条の規定に基づき、使用料及び手数料条例に定める授業料の年額に10分の10、3分の2、3分の1又は4分の1を乗じた額を免除又は減額する。

(2) 第3条第2号に掲げる者

減額にあつては半額を、免除にあつては全額を免除とする。

2 授業料の減免は、千葉県立保健医療大学学則に規定する前期及び後期ごとに行う。

(授業料の減免申請)

第5条 授業料の減免を受けようとする者は、第3条一に該当する者は、授業料減免（継続）申請書（一般）（別記第1号様式）を、同条二に該当する者は、授業料減免申請書（災害）（別記第2号様式）に別表1の各書類を添付し学長に提出しなければならない。

2 過去において第10条第1項第1号又は第2号の規定により減免の取消しを受けた者は、再度、減免申請することはできない。

(授業料の減免の申請期限)

第6条 授業料の減免申請は、学長の定める日までに行わなければならない。

ただし、第3条第2号の規定による申請については、災害等発生後6か月以内に行うものとする。

る。

(減免申請に係る徴収の猶予)

第7条 授業料の減免を申請した者に対する授業料の徴収は、当該申請に係る減免の可否が決定するまでの間、猶予するものとする。

(減免の決定)

第8条 授業料の減免の決定は、学長が行う。

2 学長は、前項の決定をしたときは、当該決定の内容に応じ、申請者に対しそれぞれ次の各号に掲げる様式により通知するものとする。

- 一 授業料減免額決定通知書 (別記第3号様式)
- 二 授業料減免不許可通知書 (別記第4号様式)

(授業料の減免の辞退)

第9条 授業料の減免を受けている者は、減免の期間内において、減免を受ける必要がなくなつたときは、直ちに授業料減額(免除)辞退届(別記第5号様式)を学長に提出し、残余期間の授業料を納入しなければならない。

(減免の決定取消し)

第10条 学長は、授業料の減免を受けている者が次の各号の一に該当する場合は、学生委員会の審査を経て減免の決定を取り消すとともに、各号に定める授業料を納入させるものとする。

- 一 申請に当たり提出した書類に虚偽の事項を記載していたとき。
決定された減免の額の全額。
- 二 懲戒処分を受けたとき。
当該懲戒処分を受ける原因が発生した日の属する月の翌月分から。
- 三 減免を必要とする事由が消滅したことが明らかになったとき。
当該事由が消滅した日の属する月の翌月分から。
- 四 授業料の減額の決定を受けた者が、正当な理由なく、納入すべき授業料を納付期限までに納付しなかったとき。
決定された授業料の減額の額の全額。

2 学長は、減免を取り消したときは、授業料減免取消通知書(別記第6号様式)により減免を受けていた者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、授業料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の本規程により、令和元年度後期分の授業料について、現に減免措置の適用を受けていた者に対する改正後の本規程の適用については、学長が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

項 目	提 出 書 類	備 考
第 3 条 第 1 号 の 場 合	1 給付奨学金に関する調書 (別記様式第 7 号) 2 その他学長が必要と認める書類	
第 3 条 第 2 号 の 場 合	1 家庭調書 (別記様式第 8 号) 2 罹災証明書 3 住民票 4 所得額・納税額を証明する書類 5 その他学長が必要と認める書類	・市町村長等発行 ・給与支払者又は市町村長発行のもの

別記第 1 号様式

授業料減免（継続）申請書（一般）

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者	第 学年	学科	(専攻)
	(住 所)		
	(氏 名)		印
保証人	(住 所)		
	(氏 名)		印

使用料及び手数料条例第 5 条第 3 項及び大学等における修学の支援に関する法律第 8 条の規定により、次のとおり授業料を免除されますよう申請いたします。

1 授業料の額（ 年度 前期分・後期分）

2 免除申請額

注 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

授業料減免申請書（災害）

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者	第	学年	学科	(専攻)
	(住	所)		
	(氏	名)		印
保証人	(住	所)		
	(氏	名)		印

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり授業料を免除されますよう申請いたします。

1 授業料の額 (年度 前期分・後期分)

2 免除申請額

3 理由

- (1) 申請期限日前1年以内の重大な災害等により生活に困窮
- (2) 千葉県立保健医療大学特別聴講学生規程第7条の2第1項該当

4 奨学金等の受給

- (1) 奨学金等の名称
- (2) 受給状況 受給中・申請予定 (年 月) ・その他 ()

注1 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

注2 「理由」欄は、該当する項目番号を○で囲むこと。

注3 「受給状況」欄は、該当する事項を○で囲むこと。なお、申請予定に該当する場合は () 内に申請予定年月を、その他に該当する場合は同じ () 内に具体的な状況を、それぞれ併せて記載すること。

授業料減免額決定通知書

第 年 月 日

第 学年 学科 (専攻)
様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料(期)の減免については、千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

なお、減免の必要がなくなったときは、直ちに同規程第9条の規定により授業料減免辞退届を提出し、残余期間の授業料を別に指示する期日までに納入してください。

記

1. 減免区分

- 第Ⅰ区分 (全額免除)
- 第Ⅱ区分 (2/3 額免除)
- 第Ⅲ区分 (1/3 額免除)
- 第Ⅳ区分 (1/4 額免除)
- 全額免除 (第3条二)
- 半額免除 (第3条二)

2 減免の額 円に減額する。

3 減免期間 年 月から 年 月まで

4 納入期限 年 月 日

別記第4号様式

授業料減免不許可通知書

第 年 月 日
第 学年 学科 (専攻)
様

千葉県立保健医療大学長

年 月 日付けで申請のあった 年度授業料(期)の減免については、不許可となりましたので千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第8条の規定により通知します。

なお、授業料は、下記のとおり納付してください。

記

1 金額 円

2 納期限 年 月 日

別記第5号様式

授業料減額（免除）辞退届

年 月 日

千葉県立保健医療大学長 様

申請者 (本人)	第 学年 氏 名 住 所	学科	(専攻) 印
保証人	氏 名 住 所		印

このたび、下記のとおり授業料の減免事由が消滅したので、千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 減免の額 円
- 2 減免決定期間 年 月から 年 月まで
- 3 減免辞退理由

別記第6号様式

授業料減免取消通知書

第 年 月 日
号

第 学年 学科 (専攻)
様

千葉県立保健医療大学長

千葉県立保健医療大学授業料の減免の取扱いに関する規程第10条の規定により、下記1のとおり減免を取消ししたので通知します。

なお、授業料は、下記2のとおり納入してください。

記

1 減免の取消し

- (1) 取消理由
- (2) 取消内容
- (3) 取消金額 円

2 納付する授業料

- (1) 金額 円
- (2) 納期限 年 月 日

別記様式第7号

給付奨学金に関する調書

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学	
	氏名				
	生年月日	(西暦)	年	月	日生 (歳)
	現住所	〒	—	都道府県	市区町村
	所属学部・学科等			学籍番号	
	学年				
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)		年月～年月/月
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある		・ ない	
機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること					
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					
<input type="checkbox"/> 在学採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】					

注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の認定が遅れる等の原因になります。
 なお、給付奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 「機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ハ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ニ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ホ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

家庭調書

家族及び所得 別 主たる家計支持者 ○印	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	現在の職業	在職期間	勤務先・役職名	給与所得の収入金額(税込)千円	所得金額(税込)千円	
		父	*父死亡・生別又は無職の場合 その年月()理由()							
		母								
	就学者 ×印	続柄	氏名	年齢	在学学校名	学年	奨学金等の貸与の有無(現在)	通学区分(小中学生は除く)		
		本人					*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
							*有・無	*自宅・自宅外		
	収入状況	給与所得		*商・工・林・水産業所得		農業所得 [1反=約10アール(a)]		その他の職業・及び雑所得		
(単位:千円) (収入金額をそれぞれ記入のこと) 給料・賃金(賞与を含む) 役員報酬(賞与を含む) 専従者給与 年金・恩給 扶助料 その他		(同族会社の場合) 役員名 (うち2親等内の血族) 名 営業種目() *卸・小売 (設備) 機械 車輛 その他 従事者 家族 人 使用人 人		(単位:千円) 〔農作物〕 作付面積 a 収入金額 米・麦・雑穀 野菜 果実・園芸 その他 〔養蚕・養鶏・畜産・酪農・その他〕 内容 金額 その他の副業 内容 金額		(単位:千円) 〔その他の農業収入〕 (職種 収入金額) 〔その他の雑収入〕 利子・配当 家賃・地代 内職収入 他からの補助 生活保護法による扶助 失業保険 その他 ()				
収入金額(税込) 千円		売上高 必要経費 売上品原価 営業経費 千円		収入金額 従事者 家族 人 使用人 人 必要経費 千円		収入金額計 必要経費				
所得金額(税込) 千円		所得金額又は利益金額(税込) 千円		所得金額(税込) 千円 (うち自家消費分) 千円		所得金額(税込) 千円				
上 以 臨 記 外 所 得 の 得	*退職金・退職一時金・保険金・資産譲渡・山林所得 その他 金額 千円			資 産	預貯金 千円 宅地 m ² 農地 a 有価証券 千円	山 林 a 家 屋 m ²				

災害等の発生状況	建物 住家・店舗等	1) 被害のあった物件の規模
		2) 被害の程度及び被害金額等
	土地・工作物・設備等	1) 被害のあった物件の規模
		2) 被害の程度及び被害金額等
損害保険の加入状況		
今後の処置		